

山口県高校生等奨学給付金事業給付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の給付について、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日付け文部科学大臣決定。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日付け文部科学大臣決定。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 この給付金は、高校生等のいる低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。また、国公立の高等学校等とは、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等、独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）、地方公共団体の設置する専修学校をいい、私立の高等学校等とは、それ以外の者が設置する高等学校等をいう。
- (2) 高等学校等専攻科 学校教育法第58条に規定する専攻科をいう（特別支援学校の高等部を除く。）。また、国公立の高等学校等専攻科とは、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等専攻科をいい、私立の高等学校等専攻科とは、それ以外の者が設置する高等学校等専攻科をいう。
- (3) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（同項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である場合を除く。）又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け文部科学大臣決定）第3条に規定する者（同条各項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である場合を除く。）若しくは高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者をいう。

- (4) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等又は高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等をいう。
- (5) 通信制 高等学校、中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程、一般課程の通信制学科のことをいう。

(給付の対象者及び給付金の額)

第4条 給付金は、毎年度7月1日現在において、当該1号又は2号に該当する者であつて、かつ当該3号から5号のすべてに該当する者に対して、予算の範囲内で給付する。ただし、7月以降に入学が定められている高等学校等に7月以降に入学した場合においては、入学日を基準とし、7月1日現在で休学している者においては、復学日を基準とする。また、7月以降に家計急変により保護者等の収入が激減した場合においては、原則、申請日の翌月1日（申請日が月の初日である場合は、申請日）を基準とするが、山口県知事（以下「知事」という。）又は山口県教育委員会（以下「県教委」という。）が特別の理由があると認める場合は、家計急変の発生した日を基準とする。

- (1) 高等学校等に在学している高校生等であること。ただし、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者、高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制課程及び通信制課程にあつては48月を超える者）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生労働省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者を除く。
- (2) 高等学校等専攻科に在学している高校生等であること。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生労働省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者を除く。

(3) 保護者等が山口県内に住所を有すること。

(4) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。

なお、家計急変（災害等に起因しない離職（定年退職など）等を除く）により保護者等の収入が激減した場合においては、これに相当すると認められる者であること。

(5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者であること。

2 給付金の額等は、別表のとおりとする。

なお、7月以降に家計が急変し、申請のあつた者には、別表で定める単価について、原則、申請のあつた翌月（申請日が月の初日である場合は、申請のあつた月）以降の月数に応じて算定した額を給付することとするが、知事又は県教委が特別の理由があると認める場合は、家計急変の発生した翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した月）以降の月数に応じて算定した額を給付することとする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、別に定める期日までに、高校生等奨学給付

金受給申請書（様式1）に関係書類を添えて、国公立の高等学校等にあつては県教委に、私立の高等学校等にあつては知事に提出するものとする。

（給付の決定）

第6条 知事又は県教委は、前条の規定による高校生等奨学給付金受給申請書等の提出があつたときは、速やかに当該申請を審査の上、給付の可否を決定し、その決定の内容を高校生等奨学給付金支給決定通知書（様式2）又は高校生等奨学給付金不支給決定通知書（様式3）により通知するものとする。

2 知事又は県教委は、前項の規定に基づき給付の決定を行う場合において、給付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

（給付の方法）

第7条 給付金は、年度ごとに1回、前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給権者」という。）に給付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事又は県教委が必要があると認めたときは、給付金を随時給付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受給権者から給付金を授業料以外の学校徴収金で未納のものに充てるための委任状（様式4）の提出があつた場合は、給付金を当該未納の学校徴収金に充当するものとする。

（給付の回数）

第8条 給付金の給付回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等専攻科に通う高校生等は2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回））を上限とする。

（申請の取下げ）

第9条 第6条第1項の決定を受けた者が、給付金の申請を取り下げようとするときは、決定を受けた者は取り下げをすることができる。

2 前項の申請の取り下げがあつたときは、当該申請に係る交付決定はなかつたものとみなす。

（給付の決定の取消等）

第10条 知事又は県教委は、偽り、その他不正な手段により第5条に規定する給付金の申請を行い、給付の決定を受けた者があつたときは、給付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事又は県教委は、前項の取消し又は変更を行った場合には、給付した給付金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(給付の決定の取消等の通知)

第11条 知事又は県教委は、前条の規定による給付金の給付の決定の取消しを決定したときは、受給権者に対して、給付金給付決定取消通知書(様式5)により通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 受給権者は、前条の規定による給付金の給付決定の取消し通知を受けた場合において、既に給付金が給付されているときは、取消しに係る額を限度に、知事又は県教委が別に指示する方法により、給付金を返還しなければならない。

(必要事項の調査)

第13条 知事又は県教委は、給付金の給付に関して必要な事項を調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この給付金の給付等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成30年度の事業(平成30年7月1日)から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

別表（第4条関係）

給付の対象者	1人当たりの給付金の額
<p>本要綱第4条で定める給付の対象者である保護者等に対し、下記1～3の区分に応じた給付金の額に、4を加えた額を給付する。</p>	
<p>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯に扶養されている高校生等</p>	
<p>（1）国公立の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 32,300円
<p>（2）国公立の高等学校等（専攻科）に通う高校生等</p>	年額 36,500円
<p>（3）私立の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 52,600円
<p>（4）私立の高等学校等（専攻科）に通う高校生等</p>	年額 38,100円
<p>2 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（3の場合を除く。）</p>	
<p>（1）国公立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 84,000円
<p>（2）国公立の通信制の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 36,500円
<p>（3）国公立の高等学校等（専攻科）に通う高校生等</p>	年額 36,500円
<p>（4）私立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 103,500円
<p>（5）私立の通信制の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 38,100円
<p>（6）私立の高等学校等（専攻科）に通う高校生等</p>	年額 38,100円
<p>3 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制及び専攻科以外の高等学校に通う高校生等、当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の通信制及び専攻科以外の高等学校に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる通信制及び専攻科以外の高等学校に通う高校生等</p>	
<p>（1）国公立の通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 129,700円
<p>（2）私立の通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生等</p>	年額 138,000円
<p>4 オンライン学習に係る通信費相当（1の対象者を除く。）</p>	年額 10,000円